



箕面市内で民泊事業を検討されているかたへ

箕面市

民泊 住宅宿泊事業法 手続きガイド

民泊(住宅宿泊事業法)手続きフロー

箕面市地域創造部箕面営業室
☎072-724-6727

事前相談

「事業者基本情報および取組事項一覧」の提出

事業者情報の公表(市HP)

まずは事前相談を！

箕面市で民泊ができる場所
などは裏面をご覧ください。

箕面市消防本部予防室
☎072-724-9994

事前相談

消防法令適合通知書交付申請

合同立入検査

消防法令適合通知書交付

防火対象物使用開始届出
※事業開始の7日前まで

大阪府環境衛生課
☎06-6944-9910

事前相談

住宅宿泊事業法届出

届出番号通知

標識作成、掲示

事業開始

民泊にかかる連絡先一覧

ごみの排出方法について 市民部環境整備室 ☎072-729-2371

下水道の届出について 水道局下水道室 ☎072-724-6753

固定資産税・住宅用地の特例について 総務部税務室 ☎072-724-6711

水質汚濁防止法の届出について 池田市まちづくり環境部環境政策課 ☎072-754-6647

※水質汚濁防止法にかかる事務は、池田市が幹事市として箕面市の事務を行っています。

※新法民泊(住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業)は、令和2年12月19日付で水質汚濁防止法の規制対象外となりました。

各種様式等

- 事業者基本情報および取組事項一覧 箕面市 民泊 検索
→箕面市HP(<https://www.city.minoh.lg.jp/syoukou/minpaku/jissi.html>)
- 消防法令適合通知書交付申請書・防火対象物使用開始届出書 箕面市 消防法 適合通知 検索
→箕面市HP(<https://www.city.minoh.lg.jp/yobou/sekkei.html>)
- 住宅宿泊事業法届出 大阪府 住宅宿泊事業法 届出 検索
→民泊制度総合サイトMinpaku(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/index.html>)

民泊の制度等についてのお問い合わせ

民泊制度コールセンター ☎0570-041-389

受付時間/
土・日・祝日を含む
毎日9:00~22:00

箕面市役所地域創造部箕面営業室 ☎072-724-6727

箕面市内で実施できる民泊の種類について

事業実施予定場所や営業予定日数によって箕面市内で実施できる民泊の種類が異なります。

「民泊」についての法令上の定義はありませんが、一般的に民泊とは、住宅の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供することを指します。箕面市内でいわゆる民泊を行う場合は、次の3つの制度から選択して許可等を取得する必要があります。

簡宿民泊、特区民泊、新法民泊の比較表

	簡宿民泊 (旅館業法における簡易宿所営業施設)	特区民泊 (国家戦略特別区域法における 外国人滞在施設経営事業施設)	新法民泊 (住宅宿泊事業法における届出施設)
定 義	宿泊する場所を多数人で 共用する構造及び設備を 主とする施設	外国人旅客の滞在に適した施 設を賃貸借契約等に基づき 一定期間使用させるとともに、 滞在に必要な役務を提供する 事業に供する施設	人の居住の用に供されている と認められる家屋において、 旅館業法上に規定する 営業者以外の者が 人を宿泊させる事業
滞在及び営業日数 の制限	規定なし	2泊3日以上(最低滞在日数) 営業日数は規定なし	年間180日以内
建築基準法上 の用途	ホテル・旅館	共同住宅、寄宿舎、一戸建て、長屋	
都市計画法	第一種住居地域(3,000㎡以下)、第二種住居地域、 準住居地域、近隣商業地域、商業地域 ※		
消防法上の用途	消防法施行令別表(五)イ「旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの」		
申請先	池田保健所 ☎072-751-2990	大阪府 ☎06-6944-9910	大阪府 ☎06-6944-9910

※地区計画における彩都栗生地区および水と緑の健康都市地区(箕面森町)は、都市計画に加え条例により全域で民泊の実施を認めていません。

「事業実施場所」「営業予定日数」「建築物の用途」別実施可能な民泊の種類

